緊急通報システム設置事業について

【内容】

日常生活における緊急事態に対処するため、ひとり暮らし高齢者等の不安を解消 し、安心して生活できるよう、緊急時にボタンを押すだけで警備員に連絡できる機 器を設置します。また、月に1回電話による安否確認を行います。(携帯電話、固定 電話の利用が可能です。)

【対象者】

次のいずれかに該当する世帯

- おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯。
- おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯で、一人が寝たきり又は病弱者 (常に医師の治療を必要とする状態にある者) である世帯。
- ③ ②の状態で、特に町長が必要と認める場合。

【利用料】

住民税非課税世帯 550円/月 住民税課税世帯900円/月

※ 住民税の課税状況が変わる場合は、毎年8月1日から利用料を変更します。 生活保護法による被保護世帯については無料

【利用申請】

利用を希望される方は「緊急通報システム設置申請書」を町へ提出してください。 なお、申請書には「緊急連絡先(自宅と携帯電話があれば両方)」と「担当民生委員 の意見」の記入が必要となります。

【設置】

システム設置までに、家屋の状況確認と設置工事のため2回程度訪問します。 訪問の際は、ご自宅での立会をお願いします。

< 設置事業所> セコム株式会社米沢支社 電話 0238-28-7560

【利用にあたっての注意点】

次の場合は、下記までを連絡をお願いします。

• 緊急連絡先に変更があるとき。

- 電話番号が変わるとき。
- 同居の家族が増えた、または減ったとき。引っ越しをするとき。
- 1ヶ月以上自宅を留守にするとき。(入院や施設入所、一時的な転居など)

お問い合わせ先 川西町福祉介護課 福祉グループ 電話 42-6635